## 1. 業務の目的と内容

## 1.1. 業務の目的

#### 【目的】

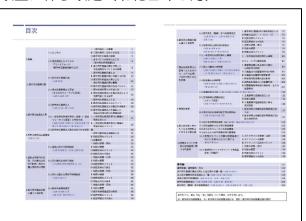
- 令和元年、「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」の提言として『「居心地が良く歩きたくなるまちなか」からはじまる都市の再生』がとりまとめられた。国では、これを受けた『まちなかウォーカブル推進プログラム』の策定など、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」形成に向けた取組を進めている。
- 令和 2 年度の都市再生特別措置法の改正に基づく国土交通省予算では、 ウォーカブルなまちなかの形成に向けた予算制度の一つとして「官民連携ま ちづくり活動への支援」を挙げており、「官民連携まちなか再生推進事業」が 新規に立ち上げられた。同事業は、官民連携によるエリアプラットフォーム の構築とエリアの将来像を示したビジョンの策定、普及啓発等を推進してい くものである。
- 本業務は、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成促進に向けて、エリアプラットフォームの構築や未来ビジョンの策定を進めている先進事例の調査を行うとともに、官民連携まちづくりの横展開を図るための普及啓発方策を検討するものである。

# 1.2. 業務の内容

本業務の内容を以下に示す。

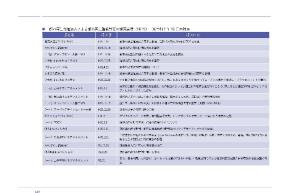
- ■官民連携の取組推進に関する制度の普及啓発及び現状把握
- a) 都市再生特別措置法の改正等を踏まえ、都市再生特別措置法に基づく制度の 活用手引き(官民連携まちづくりの進め方)を改定する。(⇒「2.1.都市再生 特別措置法に基づく制度の活用手引きの改定」参照)
  - 〇都市再生特別措置法の一部改正に伴う改定(令和2年9月)





〇官民連携まちづくりに関する調査(c)業務)結果の反映及び表紙イラスト 更新に伴う改定(令和3年3月)





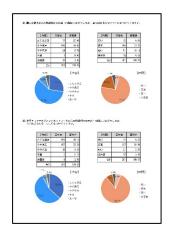
- b) 官民連携によるエリアプラットフォームについて、組織や活動内容等を把握し、それぞれの特徴を踏まえて組織体制や取組内容、課題をとりまとめるとともに、地方公共団体や都市再生推進法人、官民連携によるエリアプラットフォームが活動に取り組む際に参考となる冊子等を作成し、普及啓発を図る。(⇒「2.2.エリアプラットフォームの普及啓発を目的とした冊子の作成」参照)
  - ○エリアプラットフォーム及び官民連携まちづくりの普及啓発を目的とした冊 子の企画と、必要な調査及び冊子編集・デザイン



- c) 都市再生推進法人等の民間まちづくり団体及び全国の地方公共団体を対象とするアンケート等の調査の実施、現況、課題及び先進的な取組等を把握し、とりまとめる。(「2.3.アンケート等の調査による現況・課題・先進事例のとりまとめ」参照)
  - ○全市区町村及び民間まちづくり組織を対象とした調査の計画・実施・集計







- d) b) 及び c) を踏まえ、エリアプラットフォーム及び都市再生推進法人等の 多様な活動について、最新の情報を収集及び整理し、国土交通省ウェブサイトの更新等に当たり、よりわかりやすく情報発信するなどの普及啓発方策を 検討する。(「2.4.情報発信などの普及啓発方策検討」参照)
  - ○官民連携まちづくりの普及啓発を目的とした WEB サイト「官民連携まちづくりポータルサイト」のリニューアル





- ■官民連携によるエリアプラットフォームや都市再生推進法人等の民間主体の取組の紹介・連携促進の場の企画・運営等による知見の収集・データの整理 先進的なまちづくりに取り組む官民連携によるエリアプラットフォームや都市再生推進法人等の民間主体が、実践から得た知見や課題等を紹介し、官民のまちづくり関係者が相互に情報共有・連携を促進する場の企画・運営等を行うとともに、官民連携まちづくりの取組事例・課題等に関する知見、データを収集・整理する。
  - Oエリアプラットフォームをはじめとした官民連携まちづくりの普及啓発・相 互交流を目的としたシンポジウム「官民連携まちづくり DAY2021」のオン ライン開催





○社会経済の変化やライフスタイルの多様化について、特に都心部において顕在化した「都市の過密」などの課題に対応したまちづくりの検討を行うための基礎となるデータを収集・整理

### ■とりまとめ

(1) 及び(2) を踏まえ、官民連携によるエリアプラットフォームや都市 再生推進法人等の活動の推進に係る横展開方策をとりまとめる。